

平成 30 年度第 3 回農業委員会総会 議事録

1. 開催場所：平成 30 年 11 月 27 日（火）午前 9 時開会
2. 場所：馬路村役場 2 階会議室
3. 出席者：井上博俊、川内みさ、笹岡俊、小松博、内原博信
4. 欠席者：湯浅雅文、大田耕司
5. 議題：①農地法第 3 条にかかる申請について
②農用地区域への編入について
③農業振興地域からの除外について
④その他

6. 議事

(会長)

定刻がまいりましたので始めます。

本日の出席は 5 名です。

本日の署名議員は、内原委員と笹岡委員にお願いします。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の大田さんを指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号

(会長)

では、第 1 号議案農地法第 3 条にかかる申請について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。

今回の申請は農地法 3 条、農地の贈与に係るものです。

譲渡人は A さん、譲受人は B さんです。

対象となる農地は 2 筆で、大字馬路字〇、〇番、登記は田と畑で現況は樹園地、合計面積は 199 m²です。場所は、後ろに地図と写真を付けております。譲渡人は村外に在住しており、このたび、村内に在住している譲受人 B さんに対し農地を贈与することとなっております。また、譲受人の耕作面積は、3 反以上を達成していることを報告します。

(会長)

この件について質疑はありませんか。

(発言者なし)

(会長)

それでは第1号議案について採決をとります。
この件について賛成の方は挙手してください。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。
それでは議案第1号については承認することとします。

議案第2号

(会長)

では、第2号議案農用地区域への編入について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。
今回の申請は、除外されている農地を農用地区域へ編入の申し出があり、申請するものです。対象農地は5筆ですが、これらはすべて中山間直接支払交付金の対象外農地となっていることから、補助要件を満たすために、編入するものです。申請者はA、B、Cさんで農地の現況は樹園地となっています。また、今後も対象農地を農地として耕作していくことを承諾しています。

(会長)

この件について質疑はありませんか。

(笹岡委員)

図面をつけているが場所がわかりにくい。

(事務局)

近隣の農道や谷を示して説明する。

(川内委員)

Aの土地に倉庫があるがそこも含まれるのか。

(事務局)

倉庫も含めて1筆となっています。除外と違って一部編入というのは基本的にありませ

ん。今後農地となる可能性もあるため、1筆を編入する予定です。ただし、補助金は倉庫を除いた面積を申請します。

(発言者なし)

(会長)

それでは第2号議案について採決をとります。
この件について賛成の方は挙手してください。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。
それでは議案第2号については承認することとします。

議案第3号

(会長)

それでは、第3号議案農業振興地域からの除外について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第2号議案の編入と反対に農業振興地域からの除外の案件が2件あります。1件ずつ説明させていただきます。

1件目の除外対象農地は2筆です。場所は馬路村字〇〇、〇〇となります。この農地は申し出者Aさんから譲受人Bさんに農地を売買し、農家住宅を建築するため、まず除外する必要があります。図面にあるとおり、除外対象農地に隣接する〇〇番地は、申し出者Aが所有する空き家になっています。この空き家を取り壊し、新築する際に隣接する対象農地2筆とすでに除外されている農地1筆を含めた土地が宅地や農業用倉庫、進入路となる予定です。譲受人Bさんは、村内に在住する兼業農家(後継者)であることから、農家住宅を建築する要件である1,000㎡を上限とする農家住宅を建設することができます。除外の承認が下りましたら、既に除外されている農地も含めて転用の手続きに入ります。

(会長)

この件について質疑はありませんか。

(発言者なし)

(会長)

それでは第3号議案その1について採決をとります。

この件について賛成の方は挙手してください。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。

それでは議案第3号その1については承認することとします。

続けて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

2件目の除外の申し出者はAさんで対象農地は馬路村字〇〇番地です。本件は、Aさんより農地に墓地を立てたいと申し出があったものです。墓地は墓地法に基づき、面積が33㎡未満と規定されています。本件は農地面積309㎡のうち26.01㎡を墓地として一部除外し、残りは樹園地として今後も耕作を続けていくとのことです。本件も除外の承認が下りましたら、転用の手続きに入ります。

(会長)

この件について質疑はありませんか。

(発言者なし)

(会長)

それでは第3号議案その2について採決をとります。

この件について賛成の方は挙手してください。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。

それでは議案第3号その2については承認することとします。

(会長)

その他何かありませんか。

(特になし)

(会長)

それでは、これで本日の議題は全て終了しました。

本日はこれで閉会したいと思います。

ありがとうございました。

10時20分会議終了

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

馬路村農業委員会

委 員 内原 博信

委 員 笹岡 俊